

学校感染症による出席停止について

医師により学校感染症と診断された場合は、学校保健安全法に基づき、感染者の休養の時間を確保するとともに、校内での流行を予防するため、出席停止となります。

については、医師から感染症と診断されましたら、速やかに学校へ連絡願います。

医師の指示で、自宅休養した後、登校する際は、「学校感染症療養状況報告書」を保護者で記入し、担任まで提出してください。(療養の期間、登校時期は医師の指示に従ってください。)

※「学校感染症療養状況報告書」は、担任・保健室から受け取るか、学校ホームページからダウンロードしてください。

【参考】学校感染症と出席停止期間の基準<<学校保健安全法施行規則第18条、第19条より>>

分類	感染症の種類	出席停止期間の基準
第一種感染症	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう 南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、 急性灰白髄炎、ジフテリア、 重症急性呼吸器症候群(SARS)、 中東呼吸器症候群(MERS)、 特定鳥インフルエンザ(病原体が鳥インフルエンザAウイルス【H5N1】及び【H7N9】)、 ※上記の他、新型インフルエンザ等感染症、指定感染症及び新感染症	治癒するまで
第二種感染症 ※ただし、病状により学校医その他の医師において感染の恐れがないと認めるときは、この限りではない。	新型コロナウイルス感染症	発症した後5日を経過し、かつ症状が軽快した後1日を経過するまで
	インフルエンザ(特定鳥インフルエンザ及び新型インフルエンザ感染症を除く)	発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日(幼児にあっては3日)を経過するまで
	百日咳	特有の咳が消失するまで又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
	麻疹	解熱した後3日を経過するまで
	流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで
	風疹	発疹が消失するまで
	水痘(みずぼうそう)	すべての発疹が痂皮化するまで
	咽頭結膜熱(プール熱)	主要症状が消退した後2日を経過するまで
	結核	病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで
髄膜炎菌性髄膜炎	症状により学校医その他の医師において感染の恐れがないと認めるまで	
第三種感染症	コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎、その他の感染症(状況によっては出席停止の措置が考えられる疾患) ※「その他の感染症」の例:感染症胃腸炎、マイコプラズマ感染症、溶連菌感染症、伝染性紅斑(りんご病)、手足口病、ヘルパンギーナ、ウイルス性肝炎等	病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで

